資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年八月二十二日

掲載頁　五十八頁（号外第一八二号）

平成二十四年三月二十七日

東京都立川市曙町二丁目三番二号

株式会社なかやま不動産

代表取締役　中山　広志

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年四月十一日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年四月十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年三月二十七日

新潟県新潟市中央区万代二丁目三番一六号

株式会社アクセスビギン

代表取締役　長谷川　卓

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月二十七日

北海道登別市鷲別町一丁目四番地二

室蘭産物株式会社

代表取締役　富田　孝夫

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年四月二十日です。

平成二十四年三月二十七日

東京都港区新橋五丁目一四番三号

株式会社グッドコム

代表取締役　根岸　哲也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月二十七日

横浜市港北区新横浜二丁目三番八号

株式会社プレシア

代表取締役　藤木　久三

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月二十七日

山梨県甲府市大里町一〇四〇番地の一

株式会社ブルーアース

代表取締役　高井　道治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月二十七日

山梨県南アルプス市小笠原一三一一番地

株式会社ブルーアース櫛形

代表取締役　高井　道治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年三月二十七日

大阪市住之江区柴谷一丁目一番四〇号

ジック株式会社

代表取締役　池田　勝義

社債権者集会決議認可公告

平成二十四年三月八日開催の当社第一回転換社債の債権者集会における、ゼブラ株式会社の転換社債請求期間延期の決議について、平成二十四年三月十四日東京地方裁判所（平成二十四年（ヒ）第一〇二号）により認可されたので、左記の通り公告いたします。

記

（一）第一回転換社債の株式への転換請求期間を平成二十四年三月三十日から十年間延期して平成三十四年三月三十日とする。

（二）第一回転換社債の最終償還期間を平成二十四年三月三十一日から十年間延期して平成三十四年三月三十一日とする。

（三）転換社債券は不発行に変更する。

平成二十四年三月二十七日

東京都新宿区東五軒町二番九号

ゼブラ株式会社

代表取締役社長　石川　真一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村田貴士が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月二十七日

東京都港区六本木六丁目七番六号六本木アネックスビル

ベイウインドツーリミテッド

日本における代表者　村田　貴士

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である村田貴士が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月二十七日

東京都港区六本木六丁目七番六号六本木アネックスビル

ソーラーウインドツーリミテッド

日本における代表者　村田　貴士

限定承認公告

本籍埼玉県上尾市大字小敷谷七七番地一、最後の住所埼玉県入間郡三芳町みよし台二番地サンライトマンションB－五〇一

被相続人　亡　中本　正博

右被相続人は平成二十三年五月二十八日死亡し、その相続人は平成二十四年三月十四日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十七日

埼玉県入間郡三芳町みよし台二番地サンライトマンションB－五〇一

相続財産管理人　中本　充紀

訂正公告

平成二十四年二月二十四日掲載の資本金の額の減少公告中、「資本金の額を十億円減少し一億円とする」とあるは「資本金の額を十四億円減少し一億円とする」、「効力発生日は平成二十四年四月二日」とあるは「効力発生日は平成二十四年五月二日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十四年三月二十七日

大阪府高槻市春日町七番一六号

グリコ栄養食品株式会社

代表取締役社長　石野　克彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
三七	上	八～一〇	第十七条の二第一項の規定の適用を受ける設備	第十条の二第一項の表の第一号、第十条の五第一項の表の第一号、同条の二第一項の表の第十七条の五の第一項の規定の適用を受ける設備
			第十七条の二第一項の規定の適用を受ける設備	第十条の二第一項の表の第一号、第十条の五第一項の表の第一号、同条の二第一項の表の第十七条の五の第一項の規定の適用を受ける設備、第十八条の四第一項の表の第一号、第十八条の五第一項の表の第一号、同条の二第一項の表の第十五条の四第一項の規定の適用を受ける設備、第十六条の四第一項の規定の適用を受ける設備

平成二十四年二月八日公布国土交通省令第六号（下水道法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一四	終りから八	公共	流域

平成二十四年一月十六日掲載の静岡家庭裁判所に係る平成二十三年（家）第八二三号失踪に関する届出の催告中

（原稿誤り）

一四三	一	平成二二年（家平成二三年（家）第八二三号

◉号外　三月二十七日付第六九号一
月二十九日付参会第六号九
六〇ページ●同日付政府調達第五八号　二ページ●二
六ページ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）